

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は、平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法の下で不妊手術を受けた障がい者らは約2万5000人であり、このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは、1万6475人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは、当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法の下で不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講ずるべきである。

よって、国においては、不妊手術の被害者救済を図るため、次の事項について取り組むことを強く要望する。

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うとともに、全都道府県に相談窓口を設置すること。
- 2 都道府県が所有する優生保護審査会の資料などの保全を図るとともに、資料の保管状況の調査を行うこと。併せて個人の特定制ができる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集するよう努めること。
- 3 旧法の改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年6月21日

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
厚生労働大臣	加藤勝信様
内閣官房長官	菅義偉様

いわき市議会議員 菅波 健